

平成21年度 第1回
かすみがうら市地域公共交通会議

かすみがうら市

平成 21 年度 第 1 回かすみがうら市地域公共交通会議次第

日時 平成 21 年 5 月 15 日 (金)
午前 10 時 00 分?

場所 かすみがうら市役所千代田庁舎
防災センター 2 階研修室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

報告第 1 号 かすみがうら市乗り合いタクシー運行状況について

報告第 2 号 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金について

議案第 1 号 かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について
・監査委員の指名について

議案第 2 号 かすみがうら市地域公共交通会議財務規程(案)について

議案第 3 号 かすみがうら市地域公共交通会議事務局規程(案)について

議案第 4 号 平成 21 年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について

議案第 5 号 かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者選定要綱(案)について
・かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者選定委員の選出について

議案第 6 号 かすみがうら市乗り合いタクシーにおける市外乗降箇所の追加について

4 その他

5 閉会

報告第 1 号

かすみがうら市乗り合いタクシー運行状況について

1 かすみがうら市乗り合いタクシー利用者登録数

*平成 21 年 4 月末現在 533 人

2 乗り合いタクシー利用状況

平成 21 年 4 月

| 安食ルート（運行日数：21 日） | | | | | | | |
|------------------|------|------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 項目 \ 便 | 6:30 | 7:30 | 11:00 | 13:00 | 16:30 | 18:30 | 計 |
| 延べ利用者数（人） | 26 | 84 | 50 | 17 | 31 | 41 | 249 |
| 1 日当り平均利用者数（人） | 1.2 | 4.0 | 2.4 | 0.8 | 1.0 | 2.0 | 11.9 |
| 運賃収入 | | | | | | | 96,060 |

| 大和田・湖岸ルート（運行日数：21 日） | | | | | | | |
|----------------------|------|------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 項目 \ 便 | 6:30 | 8:00 | 11:00 | 13:00 | 16:30 | 18:30 | 計 |
| 延べ利用者数（人） | 73 | 106 | 51 | 102 | 79 | 32 | 443 |
| 1 日当り平均利用者数（人） | 3.5 | 5.0 | 2.4 | 4.9 | 3.8 | 1.5 | 21.1 |
| 運賃収入 | | | | | | | 255,380 |

| 合 計 | |
|----------------|---------|
| 延べ利用者数（人） | 692 |
| 1 日当り平均利用者数（人） | 33.0 |
| 運賃収入 | 351,440 |

報告第 2 号

地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金について

【これまでの経過】

- ? 平成 21 年 2 月 10 日
平成 20 年度第 4 回かすみがうら市公共交通会議開催
* 平成 21 年度地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請について
- ? 平成 21 年 3 月 12 日
平成 21 年度地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書提出
- ? 平成 21 年 4 月 22 日
地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定通知
- ? 平成 21 年 5 月 11 日
平成 21 年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付申請書提出

平成 21 年度「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」等の公募結果について
～ 全国で新たに 258 件の計画を認定しました ～

平成 21 年 4 月 22 日

地域公共交通の活性化・再生に主体的に取り組む地域を支援する『地域公共交通活性化・再生総合事業』を活用するために必要な、「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画」(調査事業)及び「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」(計画事業)の公募の結果、本日まで、新たに 258 件(調査事業:91 件、計画事業:167 件)を認定しましたので、お知らせします。

公募期間:本年 3 月 2 日～ 26 日

『地域公共交通活性化・再生総合事業』の活用にあたっては、今後、認定された計画に定められた事業の実施に必要な経費に対し、補助金の交付申請が行われることとなります。このため、補助金の交付額については、改めて予算の範囲内で決定することとなるので、計画に記載された見込額等と一致するものではありません。

| | 調査事業 | 計画事業 | 合計 |
|---------|------|-------|-------|
| 新規認定事業 | 91 件 | 167 件 | 258 件 |
| 継続事業() | | 79 件 | 79 件 |
| 合計 | 91 件 | 246 件 | 337 件 |

平成 20 年度に認定を受け、平成 21 年度も継続して実施する事業

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定状況（抜粋）

（平成21年4月22日現在）

| 都道府県 | 市 | 町 | 村 | 都道府県 | 市 | 町 | 村 |
|--------------|---------|-----|-----|--------------|------|---|---|
| 関東運輸局認定（13件） | | | | 近畿運輸局認定（12件） | | | |
| 東京都 | 武蔵野市 | | | 滋賀県 | 草津市 | | |
| 千葉県 | 一宮町 | | | 大阪府 | 甲賀市 | | |
| | 船橋市 | | | | 吹田市 | | |
| | 山武市 | | | 箕面市 | | | |
| | 芝山町 | 山武市 | | 兵庫県 | 小野市 | | |
| 埼玉県 | 横芝町 | 光町 | | 奈良県 | 桜井市 | | |
| | 多古町 | | | | 下北山 | 市 | |
| | | | | | 宇陀市 | | |
| | | | | 御所 | 市 | | |
| 茨城県 | かすみがうら市 | | | 和歌山県 | 高野町 | | |
| | 阿見町 | | | | 海南海市 | | |
| 山梨県 | つくば市 | | | 中国運輸局認定（5件） | | | |
| | 甲斐市 | | | 広島県 | 三原市 | | |
| | 南アルプス市 | | | | 三次市 | | |
| | 早川町 | | | 島根県 | 益田市 | | |
| 中部運輸局認定（7件） | | | | 岡山県 | 津山市 | | |
| 愛知県 | 南知多町 | | | 山口県 | 岩国市 | | |
| | 設楽町 | 楽栄町 | | 四国運輸局認定（8件） | | | |
| | 東豊根町 | | | 徳島県 | 鳴門市 | | |
| | | | 徳島市 | | | | |
| 静岡県 | 浜松市 | | | | 那賀町 | | |
| 岐阜県 | 富士宮市 | | | 香川県 | 丸亀市 | | |
| | 土岐市 | | | 愛媛県 | 松山市 | | |
| 三重県 | 高山市 | | | 高知県 | 黒潮町 | | |
| | 鈴鹿市 | | | | 四万十市 | | |
| | | | | | いの町 | | |

議案第 1 号

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の改正について

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| | <p><u>(事務所の位置)</u> 第 2 条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市上土田 4 6 1 番地かすみがうら市役所内に置く。</p> |
| <p>(協議事項) 第 2 条</p> | <p>(協議事項) 第 3 条</p> |
| <p>(交通会議の構成員) 第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。 (1) 市長又はその指名する者 (2) 国及び県の関係行政機関 (3) 一般旅客自動車運送事業者 (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (6) 市議会議長 (7) 市民又は公共交通の利用者の代表者 (8) 学識経験者 (9) その他の交通会議が必要と認める者</p> | <p>(交通会議の構成員) 第 4 条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。 (1) 市長又はその指名する者 (2) 国及び県の関係行政機関 (3) 一般旅客自動車運送事業者 (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体 (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (6) 市議会議長 (7) 市民又は公共交通の利用者の代表者 (8) 学識経験者 (9) その他の交通会議が必要と認める者 2 交通会議に次の役員をおく <u>(1) 会長 1 人</u> <u>(2) 監査員 2 人</u></p> |
| <p>(任 期) 第 4 条</p> | <p>(任 期) 第 5 条</p> |
| | <p><u>(監査員)</u> 第 6 条 監査員は委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。</p> |

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| | <p><u>2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。</u></p> <p><u>3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。</u></p> |
| <p>(交通会議の運営) 第5条</p> | <p>(交通会議の運営) <u>第7条</u></p> |
| <p>(幹事会) 第6条</p> | <p>(幹事会) <u>第8条</u></p> |
| <p>(協議結果の取扱い) 第7条</p> | <p>(協議結果の取扱い) <u>第9条</u></p> |
| <p>(庶務) 第8条 交通会議の庶務は、市長公室企画課において処理する。</p> | <p><u>(事務局)</u> <u>第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。</u></p> <p><u>2 事務局は、かすみがうら市役所市長公室企画課に置く。</u></p> <p><u>3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。</u></p> <p><u>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> |
| | <p><u>(経費)</u> <u>第11条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。</u></p> |
| | <p><u>(財務に関する事項)</u> <u>第12条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。</u></p> |
| | <p><u>(交通会議が解散した場合の措置)</u> <u>第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。</u></p> |
| <p>(その他) 第9条</p> | <p>(その他) <u>第14条</u></p> |

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱（改正案）

（目的）

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（事務所の位置）

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市上土田461番地かすみがうら市役所内に置く。

（協議事項）

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- （2）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- （3）市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- （4）交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

（交通会議の構成員）

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。

- （1）市長又はその指名する者
- （2）国及び県の関係行政機関
- （3）一般旅客自動車運送事業者
- （4）一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- （5）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- （6）市議会議長
- （7）市民又は公共交通の利用者の代表者
- （8）学識経験者
- （9）その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議に次の役員をおく

- （1）会長 1人
- （2）監査員 2人

（任期）

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第 6 条 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。

- 2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。
- 3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第 7 条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、予め会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議は会長が召集し、会長が議長となる。
- 5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

(幹事会)

第 8 条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

- 2 幹事会は、第 4 条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第 9 条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第 10 条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、かすみがうら市役所市長公室企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(経費)

第 11 条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 12 条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第 1 3 条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 1 0 月 9 日から施行する。

この要綱は、平成 2 1 年 5 月 1 5 日から施行する。

監査委員の指名について

| | |
|------------------------------------|--------------------------------|
| <p>茨城県ハイヤー・タクシー協会 大山 義勝 委員</p> | <p>かすみがうら市区長会 安田 秀徳 委員</p> |
|------------------------------------|--------------------------------|

議案第 2 号

かすみがうら市地域公共交通会議財務規程（案）について

かすみがうら市地域公共交通会議財務規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第 1 2 条の規定に基づき、かすみがうら市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第 2 条 交通会議の予算は、かすみがうら市からの負担金、国の補助金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費を歳出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

4 会長は、前項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかにかすみがうら市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第 3 条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。ただし、緊急を要する場合にはこれを専決できるものとする。

2 前項の既定により、補正予算が交通会議の承認を得たときには、前条第 4 項の規定を準用する。

（予算の区分）

第 4 条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第 1 のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第 2 のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第 1 及び別表第 2 に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第 5 条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直後の交通会議においてこれを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第 6 条 交通会議の出納は会長が行う。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第 7 条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第 8 条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、かすみがうら市の例により行うものとする。

2 交通会議の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第 9 条 会長は、毎年度終了後、遅滞なく交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を受けるものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、要綱第 6 条に規定する監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第 1 項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかにかすみがうら市長に送付しなければならない。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 15 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条第 1 項)

| 款 | 項 | 目 |
|---------|---------|---------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 |
| 2 国庫補助金 | 1 国庫補助金 | 1 国庫補助金 |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 |
| 4 諸収入 | 1 預金利子 | 1 預金利子 |
| | 2 雑入 | 1 雑入 |

別表第2（第4条第2項）

| 款 | 項 | 目 |
|-------|---------|-------|
| 1 総務費 | 1 総務管理費 | 1 会議費 |
| | | 2 事務費 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 |

議案第 3 号

かすみがうら市地域公共交通会議事務局規程（案）について

かすみがうら市地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第 10 条第 4 項の規定に基づき、かすみがうら市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （ 1 ） 交通会議の会議に関すること。
- （ 2 ） 交通会議の資料作成に関すること。
- （ 3 ） 交通会議の庶務に関すること。
- （ 4 ） その他交通会議の運営に関し必要な事項

（職員等）

第 3 条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、かすみがうら市市長公室企画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、かすみがうら市市長公室企画課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （ 1 ） 事務局の運営に関すること。
- （ 2 ） 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- （ 3 ） 物品及び現金の出納に関すること。
- （ 4 ） その他簡易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の取扱いについては、かすみがうら市の規定を準用する。

（公印の取扱い）

第 6 条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の使用、その他取り扱いについては、かすみがうら市の規定を準用する。

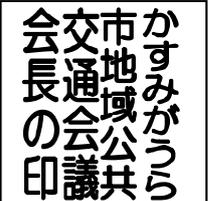
(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規程は、平成21年5月15日から施行する。

別表(第6条第1項)

| 名 称 | 形 状 | 書 体 | 寸 法 | 用 途 | 個 数 | 管 理 者 |
|---------------------------------|--|-----|---------------|----------------------|-----|-------|
| かすみがう ら市地域公 共交通会議 会長の印 |  | 古印体 | 21 mm × 21 mm | 会長名を もって発 する文書 | 1 | 事務局長 |

議案第 4 号

平成 21 年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）について

（ 1 ）平成 21 年度事業計画（案）

市内の公共交通を維持し一層充実させていくため、ＪＲ常磐線、路線バスなどの既存交通機関に加えて、乗り合いタクシーなどの新たな運行形態の導入も検討するなど、さまざまな主体による交通手段の有機的な連携を図り、市民生活の公平性に配慮しつつ、本市の実情に即した実効性の高い公共交通体系の確立を目指し、総合連携計画及び総合事業計画を策定する。

| 内容 月 | 実施事業 | 交通会議 | 備 考 |
|---------|---------------------------|---------|-----|
| 5 月 | ・ 要綱等の改正 ・ 事業計画及び予算策定等 | 第 1 回会議 | |
| 7 月～9 月 | 委託事業者の選定及び各種調査の実施等 | | |
| 10 月 | 調査の集計、分析、連携計画原案策定 | 第 2 回会議 | |
| 11 月 | 連携計画原案協議及び意見公募手続き | 第 3 回会議 | |
| 12 月 | 連携計画策定 | 第 4 回会議 | |
| 1 月～3 月 | 事業計画認定申請 | 第 5 回会議 | |

(2) 平成21年度歳入歳出予算(案)について

収入の部

(単位:円)

| 款 | 項 | 目 | 予算額 | 摘要 |
|---------|---------|---------|-----------|---------------|
| 1 負担金 | 1 負担金 | 1 負担金 | 7,700,000 | かすみがうら市からの負担金 |
| 2 国庫補助金 | 1 国庫補助金 | 1 国庫補助金 | 0 | |
| 3 繰越金 | 1 繰越金 | 1 繰越金 | 0 | |
| 4 諸収入 | 1 預金利子 | 1 預金利子 | 0 | |
| | 2 雑入 | 1 雑入 | 0 | |
| 計 | | | 7,700,000 | |

支出の部

(単位:円)

| 款 | 項 | 目 | 節 | 予算額 | 摘要 |
|-------|---------|-------|------|-----------|--------------------|
| 1 総務費 | 1 総務管理費 | 1 会議費 | 報償費 | 474,000 | 委員謝金 |
| | | | 食糧費 | 15,000 | お茶代 |
| | | 2 事務費 | 消耗品費 | 20,000 | 受付印、プリンターインク等 |
| 2 事業費 | 1 事業費 | 1 事業費 | 委託料 | 7,191,000 | 地域公共交通総合連携計画策定調査業務 |
| 3 予備費 | 1 予備費 | 1 予備費 | 予備費 | 0 | |
| 計 | | | | 7,700,000 | |

歳出予算の款相互の金額は、必要に応じて流用することができる。

議案第 5 号

かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務
委託事業者選定要綱（案）について

かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務
委託事業者選定要綱（案）

- 1 目的
この規程は、かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者（以下「委託事業者」という。）を選定することを目的とする。
- 2 委託内容
かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務
総合連携計画及び総合事業計画の策定
- 3 委託事業者の決定
委託事業者の選定は、かすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定調査業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で決定する。
- 4 選定委員会
(1) 選定委員会は、かすみがうら市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）において選任された6名以内の委員をもって構成する。
(2) 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
(3) 選定委員会の事務は、交通会議事務局において処理する。
- 5 選定対象事業者
積極的に支援したいという意思を明確にしている事業者又は、これまでの実績を基に選定委員会が指名した事業者
- 6 選定方式
プロポーザル方式により、事業者にはかすみがうら市地域公共交通総合連携計画策定に対する支援をどのようにできるのかを具体的に提案していただくこととし、企画提案書は、プレゼンテーション実施前にあらかじめ提出していただくこととする。

選定委員会委員

| 氏 名 | 氏 名 |
|-------------------------|-----------------------------|
| 土浦土木事務所 川又 和彦 委員 | かすみがうら市老人クラブ連合会 鈴木 和夫 委員 |
| 関鉄グリーンバス(株) 荒川 安男 委員 | 筑波大学大学院 谷口 綾子 委員 |
| 茨城県バス協会 瀬谷 憲雄 委員 | かすみがうら市市長公室 塚野 勇 委員 |

議案第 6 号

かすみがうら市乗り合いタクシーにおける市外乗降箇所の追加について

【追加箇所】

土浦クリニックタウン（土浦市木田余 1646 番地ほか）

医療機関

- ・ののやま眼科
- ・あおき内科クリニック
- ・岡田整形外科クリニック

